

◎新潟県告示第197号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、姫川港港湾計画を次のとおり変更した。

平成27年2月20日

姫川港港湾管理者

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 港湾計画の変更年月日

平成27年2月5日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 危険物取扱施設計画

地区名	施設	能力
西埠頭地区	岸壁	水深5.5メートル 1バース 延長100メートル(公共)

(2) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
東埠頭地区	航路	水深5.0メートル 幅員60メートル
	泊地	水深5.0メートル 面積1ヘクタール
	防波堤	延長296メートル(うち44メートル既設)
	岸壁	水深5.0メートル 延長297メートル
	埠頭用地	面積1ヘクタール

(3) 臨港交通施設計画

地区名	施設	能力
東埠頭地区	臨港道路	臨港道路東埠頭2号線 起点 東埠頭第2船だまり 終点 臨港道路東埠頭線 2車線

(4) 土地利用計画

地区名	用途	能力
東埠頭地区	埠頭用地	面積3ヘクタール
	交通機能用地	面積1ヘクタール

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

糸魚川市南押上1丁目15-1

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部